眼科医療政策推進議員連盟総会

コンタクトレンズ診療について

公益社団法人 日本眼科医会
社会保険担当　常任理事　柿田 哲彦

公益社団法人 日本眼科医会
JAPAN OPHTHALMOLOGISTS ASSOCIATION

令和元年11月21日

1

日本におけるコンタクトレンズ(CL)の歴史

1951年（昭和26年）

水谷が強角膜レンズを円錐角膜の患者に初処方

1960年（昭和35年）

コンタクトレンズを「高度管理医療機器」に指定

1991年（平成3年）

ディスポーザブルソフトコンタクトレンズの発売

2009年（平成21年）

視力補正を目的としないカラーコンタクトレンズも「高度管理医療機器」に指定

（日眼会誌 118 巻 7 号）

2

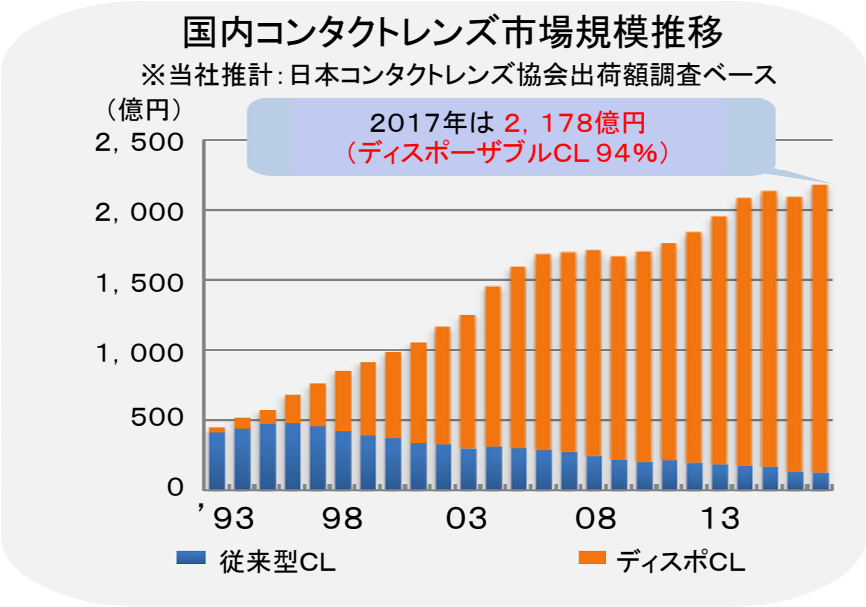

(株)シード　オンライン会社説明資料　改変
（2018年8月28日）

3

4

コンタクトレンズ購入場所

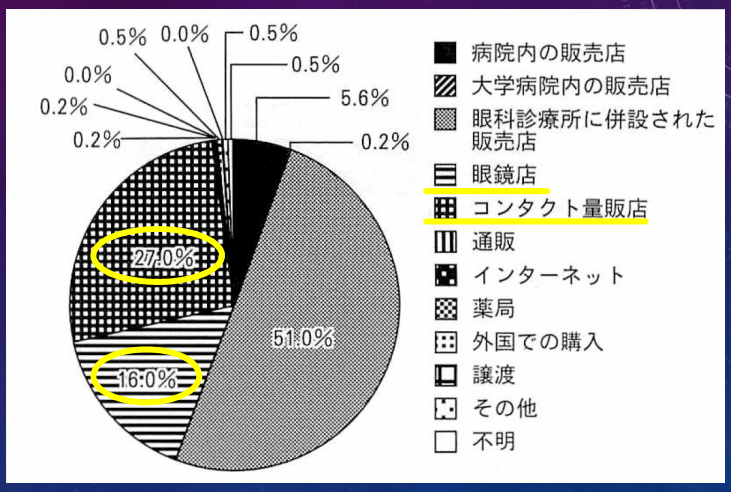

日本の眼科・74：5号（2003）

5

以前のコンタクトレンズ診療料

- 診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」だった
- 一例）
  屈折検査＋角膜曲率検査＋精密眼圧測定
  ＋矯正視力検査（眼鏡処方箋の交付）
  ＋細隙燈顕微鏡検査（前眼部）
  ＋精密眼底検査（両側）

6

平成18年度診療報酬改定に係る検討状況
(中医協　診療報酬基本問題小委員会)(H18.1.18)

Ⅳ－３　コンタクトレンズに係る診療の評価について

- 初診時に、コンタクトレンズの処方を目的として、屈折異常の患者に対して眼科学的検査等を行うことは、保険給付の対象となる。

7

Ⅳ－３　コンタクトレンズに係る診療の評価について

- 初診時:コンタクトレンズの処方を目的として行われる定型的な眼科学的検査を包括した点数を算定

- コンタクトレンズに係る診療の患者が一定割合以上を占める保険医療機関にあっては、 評価を引き下げる方向で検討　⇒　コンタクトレンズ診療所対策

8

コンタクトレンズ検査料の創設(H18.4改定)

1. 適正化を目的として
   - 初診料算定の制限
   - 眼科学的検査の包括化

   ⇒　D 282－3　コンタクトレンズ検査料
2. コンタクトレンズ検査に係る
   患者割合が70%以上は低い点数を設定

   ⇒　コンタクトレンズ検査料2

(コンタクトレンズ診療所による診療報酬請求の適正化を図るための施設基準)

9

コンタクトレンズ検査料の創設(H18.4改定)

D 282－3 コンタクトレンズ検査料

1　コンタクトレンズ検査料1

イ 初回装用者の場合　387点

ロ 既装用者の場合　112点

一般眼科医

どんな検査をしても

2　コンタクトレンズ検査料2

イ 初回装用者の場合　193点

ロ 既装用者の場合　56点

(1点＝10円)

10

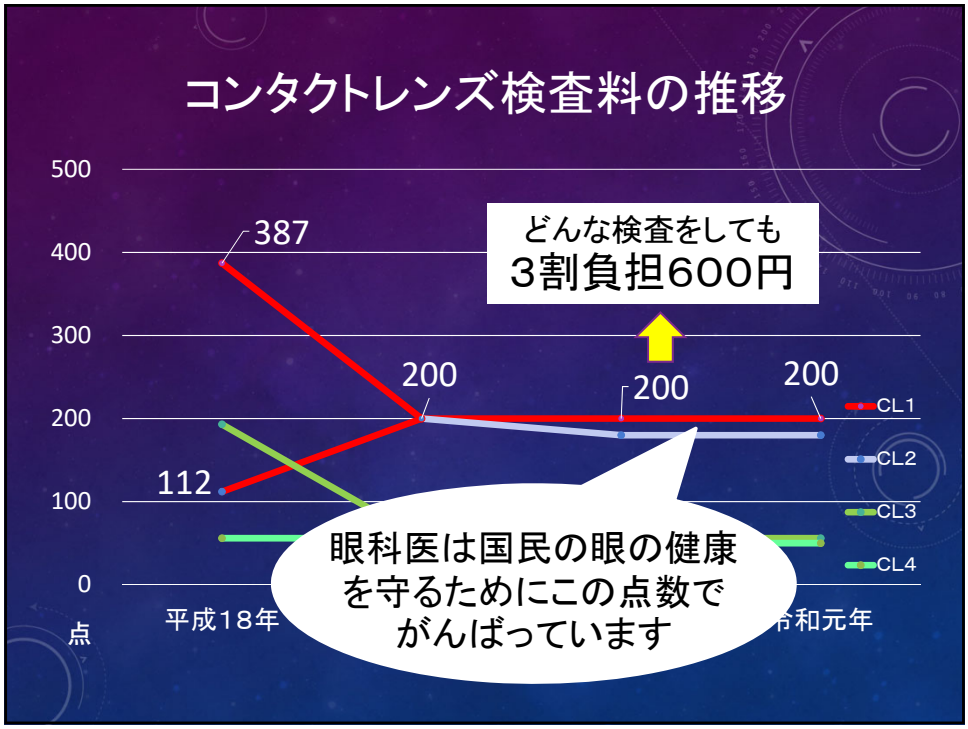
コンタクトレンズ検査料の推移
500
400
300
200
100
0
点
387
112
200
200
200
どんな検査をしても
3割負担600円
眼科医は国民の眼の健康を守るためにこの点数でがんばっています
平成18年
令和元年
CL1
CL2
CL3
CL4

11